

平戸市中小企業等人材育成支援事業補助金

平戸市では、事業を営む中小企業者や個人の皆様が社員の資質向上、能力開発を目的として開催する研修会等や研修会等への参加に要する経費の一部に対して補助金を交付します。

こんな人におすすめ

- ・社員の能力向上のために研修を開催したい、研修に参加させたい事業主の人！
- ・研修に参加したい個人事業主の人！

1、補助の対象者

平戸市内に事業所を設置し事業を営んでいる人

※ただし、仮設または臨時の店舗その他その措置が恒常的でない人は除きます。

2、補助の対象経費 ・ 補助額

○人材育成研修会等開催支援事業

- ・研修会などの開催に要する経費
(講師の謝礼、旅費、教材費、消耗品購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場等借上料)
- ・対象経費の1/2以内で、10万円を上限

○中小企業大学校・人材育成研修等参加支援事業

- ・研修会などへの参加に要する経費(受講料、教材費、交通費、宿泊費)
※交通費は、公共交通機関を利用した場合に限ります。
- ・対象経費の2/3以内で、受講者1人当たり年間5万円以内、1事業者当たり25万円を上限
(補助対象経費が1万5千円未満の場合は対象外)

手続きの流れ



■必要書類

◆補助金交付申請

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④暴力団排除にかかる誓約書
- ⑤申請者が個人⇒履歴書
申請者が法人⇒定款・登記事項証明書
- ⑥事業内容が分かる書類
(見積書、研修のカリキュラムなど)
- ⑦市税等の滞納がないことの証明
- ⑧その他必要な書類

◆補助金実績報告

- ①補助金実績報告書
- ②事業実績書
- ③収支精算書
- ④事業実施が確認できる書類
(写真、レポートなど)
- ⑤事業実施に係る領収書又は支払い
を証明する書類の写し
- ⑥その他必要な書類

【申込期間】随時受付

※ただし、予算がなくなり次第、応募を締め切ります。

【お問い合わせ】

平戸市役所文化観光商工部商工物産課
(Tel22-9141 内線2213)